

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十九号

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第七号中

月	月	月	月	月	月	合計
円	円	円	円	円	円	円
						A
						B

を

月	月	月	月	月	月	合計
円	円	円	円	円	円	円
						A
						B

に改め、同様式の注3を

次のように改める。

- 3 「(リ)の内訳」欄の算定基礎は、7月中提出に係る分については1月から6月までの6月間において、1月中提出に係る分については前年の7月から12月までの6月間において、それぞれ県に実際に払い込んだ金額を記入すること。

様式第七号の別紙第一の注3中「平成21年度」を「平成21年度及び平成22年度」「ロ」「平成22年度」を「平成23年度」「リ改める。

様式第七号の別紙第二を次のように改める。

過誤納金還付及び加算金明細書

(単位：円)

還付金等の 支出年月等	過誤納金 還付金 (A)	還付金に對 する加算金 (B)	あん分率	県民税相当額		備考
				過誤納金 還付金	同左加算金	
平成 18 年度の賦 課に係る ものも	年 月 (件)	(件)	/	/	/	
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
年 月 (件)	(件)					
小計	(件)	(件)				
平成 19 年度以後 の賦課に 係るもの も	年 月 (件)	(件)	/	/	/	
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	年 月 (件)	(件)				
	小計	(件)				(件)
所得変動 のものも	年 月 (件)	/	/	/	/	
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	年 月 (件)					
	小計					(件)
計	(件)	(件)	(C)	(D)		

- 注 1 この明細書は、「徴収取扱費の計算書」に添付すること。
 2 (A)欄及び(B)欄には、市町民税及び県民税の合計額を記入すること。
 3 なお、延滞金の還付があるときは、その額を本税と合わせて記入すること。
 4 実際に支出した月ごとに入し、県民税相当額について、(A)欄及び(B)欄の額にあん分率を乗じて算定した額を記入すること。
 なお、(A)欄及び(B)欄の金額については、市町が予算を通じて支出した額に限られるものであること。
 5 あん分率は、その支出した日の属する月の末日現在におけるものを記入すること。
 6 なお、18年度以前の賦課に係るものについては「平成 18年度確定あん分率」を使用し、所得変動に伴うものについては「県民税相当額」が把握できる場合には相当額を記入すること。

様式第七号の別紙第三中

年 月			
計			A

を

年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
計			A

に

改め、同様式の別紙第四中

月			
計			D

を

月			
月			
月			
月			
計			D

に

改め、同様式の別紙第五中

		関与税理士署名押印	
〒	(TEL - - -)		
〒	(TEL - - -)		
〒	(TEL - - -)		
〒	(TEL - - -)		
〒	廃止した年月日		
〒	年月日		
		印	

に改める。

様式第九号中

上記区分に該当することとなつた事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。(原因： <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があつた。	
	上記事由が生じた日	年月日
最初連結親法人事業年度	年月日から	年月日まで
連結子法人適用開始事業年度	年月日から	年月日まで
連結子法人の 場合	連結親法人名 連結親法人所在地	
清算人氏名	解散年月日	
清算人住所	〒 (TEL - - -)	年月日
解散年月日	残余財産確定の日	清算終了日
年月日	年月日	年月日

を

上記区分に該当 することとなつ た事由	<input type="checkbox"/> 連結納税の承認があつた。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。(原因： <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係の取消処分があつた。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があつた。)		
	上記事由が生じた日	年 月 日	
最初連結親法人事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
連結子法人適用開始事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
連結子法人の 場合	連結親法人名 所在地		
清算人氏名			
清算人住所	〒 (TEL. ---)		
解散年月日	残余財産確定の日	清算終了日	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	

関与税理士署名押印
 (TEL
)印

シタのNo.

様式第十四号その一の裏)及び様式第十四号その三の三の(裏)中

- 「 (1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
- | | |
|-----------|---------|
| ○佐賀銀行 | ○佐賀共栄銀行 |
| ○みずほ銀行 | ○三井住友銀行 |
| ○西日本シティ銀行 | ○九州労働金庫 |
| ○ゆうちょ銀行 | ○郵便局 |

- (2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
- | | |
|-----------------|-----------|
| ○福岡銀行 | ○筑邦銀行 |
| ○親和銀行 | ○長崎銀行 |
| ○中央三井信託銀行 | ○大川信用金庫 |
| ○佐賀信用金庫 | ○唐津信用金庫 |
| ○伊万里信用金庫 | ○杵島信用金庫 |
| ○佐賀西信用組合 | ○佐賀東信用組合 |
| ○農業協同組合 | ○商工組合中央金庫 |
| ○各県税事務所 | |
| ○佐賀県信用農業協同組合連合会 | |
| ○佐賀県信用漁業協同組合連合会 | |

- 「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの

「 インターネット

- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの」

及び Pay—easy 対応の ATM」及び「 Pay—easy 対応の ATM (みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット」

様式第十四号の四の(中)

- 「 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
佐賀銀行 ○佐賀共栄銀行
みずほ銀行 ○三井住友銀行
西日本シティ銀行 ○九州労働金庫
ゆうちょ銀行 ○郵便局

- 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
○福岡銀行 ○筑邦銀行
○親和銀行 ○長崎銀行
○中央三井信託銀行 ○大川信用金庫
○佐賀信用金庫 ○唐津信用金庫
○伊万里信用金庫 ○杵島信用金庫
○佐賀西信用組合 ○佐賀東信用組合
○農業協同組合 ○商工組合中央金庫
○各県税事務所
○佐賀県信用農業協同組合連合会
○佐賀県信用漁業協同組合連合会

を


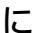
バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げる
コンビニエンスストアでも納付できます。
セブンイレブン ○ローソン
ファミリーマート ○ポプラ
ダイリヤマザキ ○ヤマザキダイリーストア

」

- 「 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

」 「インターネット

指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

及び Pay—easy 対応の ATM、 「 Pay—easy 対応の ATM (みずほ銀行及
び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット」 。

様式第十五号の(中)

- 「 (1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
- 佐賀銀行
 - みずほ銀行
 - 西日本シティ銀行
 - ゆうちょ銀行
 - 佐賀共栄銀行
 - 三井住友銀行
 - 九州労働金庫
 - 郵便局

- (2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
- 福岡銀行
 - 親和銀行
 - 中央三井信託銀行
 - 佐賀信用金庫
 - 伊万里信用金庫
 - 佐賀西信用組合
 - 農業協同組合
 - 各県税事務所
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 筑邦銀行
 - 長崎銀行
 - 大川信用金庫
 - 唐津信用金庫
 - 杵島信用金庫
 - 佐賀東信用組合
 - 商工組合中央金庫

を

」

- 「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

」 インターネット

- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの」

及び Pay—easy 対応の ATM、および「 Pay—easy 対応の ATM (みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット」

様式第十七号の(表)及び様式第十八号の(中)「平成 22 年 3 月 31 日」を

「平成 24 年 3 月 31 日」に改定。

様式第二十二号の(中)

- 「
- 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 商工組合中央金庫佐賀支店
 - 各県税事務所
- 」

- 「
- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの

- (2) 収納代理金融機関のうち九州内(沖縄県を除く。)の全店舗で納付可能なもの
- (3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

様式第四十一号その一の備考の「中」属する年の3月31日」を「日」に
改める。 11

様式第四十一号その二中「の属する年の3月31日(賦課期日後に減免の

対象となつたもの等は賦課期日の属する年度の2月末日)」を「前7日」に

改める。(納付後に減免の対象となつたもの等は納付した日の属する年度の
2月末日まで)」を直する。

様式第四十六号及び様式第五十一号の(中)

- 「
- 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 商工組合中央金庫佐賀支店
 - 各県税事務所
- 」

- 「
- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの
 - (2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を
除く。）の全店舗で納付可能なもの **125820°**
 - (3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの」

(表)

77	佐賀県 自動車税	納入領収済通知書	公	通常払込料金 加入者負担	
口座 番号	加入 者名	税額		円	
収納機関 番号	納付 番号	納付 区分			
納期限	年 月 日	登録 番号	確認 番号		
▼	▼	▼	▼	▼	▼
33					
▲	▲	▲	▲	▲	▲
延滞金額	合計額	課税年度	年度		
円	円	領 収 日 付 印	郵便局/金融機関控 又は 佐賀県/本部控		
住所氏名	納付者名	様			
CVS 収納用	(注) バーコードがないもの及び金額訂正をしたものは、コンビニエンスストアでは納付できません。				

佐賀県 自動車税	公	払込金受領証 (金融機関控)	通常払込料金 加入者負担	
加入者名	口座番号			
税 額	円			
延滞金額	円			
合計額	円			
納付者氏名	様			
納付番号	課税年度	年度	課税区分	登録番号
納期限	年 月 日			
領 収 日 付 印	ゆうちょ銀行・郵便局→納税者 又は 金融機関/店舗控			

佐賀県 自動車税	公	納税通知書兼領収証書
整理番号:		
様		
納付番号	課税年度	年度
課税区分	登録番号	
税 額	円	
延滞金額	円	
合計額	円	
納期限	年 月 日	
上記のとおり領収しました。		
領 収 日 付 印	収入印紙不要	納税者保管
(裏面もご覧ください)		

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
自動車登録番号	この自動車税納税証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、「自動車検査証」とともに保管してください。
上記自動車の自動車税は、滞納がないことを証明します。	
有効期限	年 月 日
※領収日付印のないもの又は登録番号を***で消したものは、無効です。	
年度	
領 収 日 付 印	収入印紙不要
(裏面もご覧ください) 納税者保管	

様式第五十四号その一及び様式第五十四号その二を次のように改める。

(裏)

<p>自動車税納税証明書について</p> <p>1 自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに保管し、これらの検査のときに提示してください。</p> <p>2 「自動車登録番号」欄に×××の印があるものは、年 月 日現在で自動車税若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者(自動車販売会社)が自動車税を納付したものです。 このような場合は、この証明書は、使用することができませんので、県税事務所にご相談ください。</p> <p>3 Pay-easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。)又はインターネットで納付された場合 (1)納付が納期限までのとき 納税証明書は後日送付しますが、発送までに日数を要します。 ※お急ぎの方は、金融機関等の窓口での納付をお願いします。 (2)納付が納期限後のとき 納税証明書は送付しませんので、必要な方は県税事務所でお受けください。</p>	<p>1 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(2) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>2 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>3 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げるコンビニエンスストアでも納付できます。</p> <p>Pay-easy対応のATM(みずほ銀行及び三井住友銀行)及びインターネットからも納付することができます。 なお、インターネット専業銀行を利用する場合には、イーバンク銀行に限ります。 詳しくは、佐賀県のホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)を御参照ください。</p>
---	---	---

(表)

<p>県税 自動車税 納付書 公</p> <p>口座番号 加入者 県税事務所</p> <p>自動車税 期別</p> <p>様分</p> <p>登録番号 課税年度</p> <p>車名 年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> </table> <p>納期限 年 月 日</p> <p>県税事務所</p> <p>領収日付印</p> <p>(金融機関用)</p>	税額					C/D	延滞金					C/D	計					C/D	<p>県税 領収済通知書 公</p> <p>口座番号 加入者 県税事務所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>システム</td><td>納</td><td>納</td><td>番</td><td>税目</td><td>枝番</td><td>C/D</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>実績</td><td>課区</td><td>処理日</td><td>課税年度</td><td>事区</td><td>C/D</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>自動車税 期別</p> <p>氏名 (名称) 様分</p> <p>登録番号 課税年度</p> <p>車名 年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税額</td><td>□□□□□□□□□□</td><td>円</td><td>C/D</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td>□□□□□□□□□□</td><td>円</td><td>C/D</td></tr> <tr><td>計</td><td>□□□□□□□□□□</td><td>円</td><td>C/D</td></tr> </table> <p>納期限 年 月 日 県税事務所</p> <p>上記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p>佐賀県会計管理者様</p> <p>取りまとめ店・局</p> <p>注意 この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり折ったりしないでください。</p> <p>領収日付印</p> <p>(県用)</p>	システム	納	納	番	税目	枝番	C/D								実績	課区	処理日	課税年度	事区	C/D							税額	□□□□□□□□□□	円	C/D	延滞金	□□□□□□□□□□	円	C/D	計	□□□□□□□□□□	円	C/D	<p>県税 自動車税 納税通知書兼領収証書 公</p> <p>口座番号 加入者 県税事務所</p> <p>自動車税 期別</p> <p>住所 (所在地) 氏名 (名称) 様</p> <p>登録番号 課税年度</p> <p>車名 年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>税額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>C/D</td></tr> </table> <p>納期限 年 月 日</p> <p>課税すべき年度 年度</p> <p>県税事務所 上記の金額を領収しました。</p> <p>地方税法第145条及び佐賀県税条例第110条の規定により上記のとおり課税しましたので、納期限までに裏面に記載の納付場所で納めてください。</p> <p>年 月 日 県税事務所長 印</p> <p>(裏面もご覧ください)</p> <p>領収日付印</p> <p>(納税者用)</p>	税額					C/D	延滞金					C/D	計					C/D	<p>自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p>自動車登録番号</p> <p>上記自動車の自動車税は、滞納がないことを証明します。</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>※ 領収日付印のないもの又は登録番号を×××で消したものは、無効です。</p> <p>年度 県税事務所長 印</p> <p>領収日付印</p> <p>(裏面もご覧ください)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>この自動車税納税証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、「自動車検査証」とともに保管してください。</p> </div>
税額					C/D																																																																								
延滞金					C/D																																																																								
計					C/D																																																																								
システム	納	納	番	税目	枝番	C/D																																																																							
実績	課区	処理日	課税年度	事区	C/D																																																																								
税額	□□□□□□□□□□	円	C/D																																																																										
延滞金	□□□□□□□□□□	円	C/D																																																																										
計	□□□□□□□□□□	円	C/D																																																																										
税額					C/D																																																																								
延滞金					C/D																																																																								
計					C/D																																																																								

<p style="text-align: center;">自動車税納税証明書について</p> <p>1 自動車の継続検査又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに保管し、これらの検査のときに提示してください。</p> <p>2 「自動車登録番号」欄に×××の印があるものは、本年3月31日現在で自動車税若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者(自動車販売会社)が自動車税を納付したものです。 このような場合は、この証明書は、使用することができませんので県税事務所にご相談ください。</p>	<p>1 納付場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 収納代理金融機関のうち九州内(沖縄県を除く。)の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>2 納期限までに税金を納めなかった場合</p> <p>(イ) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用があるときは、当該特例基準割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。</p> <p>(ロ) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。</p> <p>(ハ) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
--	--	--

「銀行振込手数料の軽減」

- 「 (1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
- 佐賀銀行
 - みずほ銀行
 - 西日本シティ銀行
 - ゆうちょ銀行
 - 佐賀共栄銀行
 - 三井住友銀行
 - 九州労働金庫
 - 郵便局

- (2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
- 福岡銀行
 - 親和銀行
 - 中央三井信託銀行
 - 佐賀信用金庫
 - 伊万里信用金庫
 - 佐賀西信用組合
 - 農業協同組合
 - 各県税事務所
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 筑邦銀行
 - 長崎銀行
 - 大川信用金庫
 - 唐津信用金庫
 - 杵島信用金庫
 - 佐賀東信用組合
 - 商工組合中央金庫

- 「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの」

「インターネット」

- (2) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの」

及び Pay—easy 対応の ATM、及び「 Pay—easy 対応の ATM (みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット」の設置

「銀行振込手数料の軽減」

- 「 ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 商工組合中央金庫佐賀支店
 - 佐賀県税事務所、唐津県税事務所、武雄県税事務所

を

」

「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

に定める。

(2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を
除く。）の全店舗で納付可能なもの

(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

様式第六十九号の二の(裏)及び様式第九十九号その一中

「 ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国
内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、
佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
○ 佐賀県信用農業協同組合連合会
○ 佐賀県信用漁業協同組合連合会
○ 商工組合中央金庫佐賀支店
○ 各県税事務所 」

を

「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

(2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を
除く。）の全店舗で納付可能なもの じぎふの。

(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

様式第九十九号その二の(裏)中

「 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
佐賀銀行 ○佐賀共栄銀行
みずほ銀行 ○三井住友銀行
西日本シティ銀行 ○九州労働金庫
ゆうちょ銀行 ○郵便局

佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
○福岡銀行 ○筑邦銀行

- 親和銀行
- 中央三井信託銀行
- 佐賀信用金庫
- 伊万里信用金庫
- 佐賀西信用組合
- 農業協同組合
- 各県税事務所
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会
- 長崎銀行
- 大川信用金庫
- 唐津信用金庫
- 杵島信用金庫
- 佐賀東信用組合
- 商工組合中央金庫

を

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げる
 コンビニエンスストアでも納付できます。

- セブンイレブン ○ローソン
- ファミリーマート ○ポプラ
- ダイリヤマザキ ○ヤマザキダイリーストア



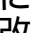

」

「 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
 国内の全店舗で納付可能なもの

指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
 のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

」

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げる
 コンビニエンスストアでも納付できます。 」

「 インターネット及び Pay—easy 対応の ATM 」  「 Pay—easy 対応の AT
 M (みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット 」   

「 銀行振込口座の開設 中 」

- 「
- 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会
 - 佐賀県信用漁業協同組合連合会
 - 商工組合中央金庫佐賀支店
 - 各県税事務所
- 」

を

- 「
- (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの

- (2) 収納代理金融機関のうち九州内(沖縄県を除く。)の全店舗で納付可能なものを ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

- (3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

「 銀行振込口座の開設 中 」

- 「
- 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
 - 佐賀銀行 ○佐賀共栄銀行
 - みずほ銀行 ○三井住友銀行
 - 西日本シブヤ銀行 ○九州労働金庫
 - ゆうちょ銀行 ○郵便局

- 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
- 福岡銀行 ○筑邦銀行
- 親和銀行 ○長崎銀行
- 中央三井信託銀行 ○大川信用金庫
- 佐賀信用金庫 ○唐津信用金庫
- 伊万里信用金庫 ○杵島信用金庫
- 佐賀西信用組合 ○佐賀東信用組合
- 農業協同組合 ○商工組合中央金庫
- 各県税事務所
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会

を

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げる
コンピュータ用紙でも納付できます。

- ローソン
- ポプラ
- ヤマザキダイリーストア

「 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの」

指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの

バーコードの印字があるものは、納期限までの間に限り次に掲げる
コンピュータ用紙でも納付できます。

「インターネット及びPay—easy 対応のATM」 **※**「Pay—easy 対応のATM

M (みずほ銀行及び三井住友銀行に限る。) 及びインターネット「**クレジット**

株式会社 **〇〇** **の** **〇〇** **(株)** **及び株式会社** **〇〇** **の** **〇〇** **(株)** **中**

- 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国
内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、
佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会
- 商工組合中央金庫佐賀支店
- 各県税事務所

※

「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

(2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を
除く。）の全店舗で納付可能なもの ㊦㊧㊨㊩

(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

様式第百一十号の六の(表)中「(継続検査用)」を「(継続検査・構造等変更
検査用)」に改め、回覧表の(表)中「」に必要な納税証明書を表面のとおり設け
ております」を「又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受ける
際に必要となります」に、「自動車の継続検査のとき」を「これらの検査の
とき」に改め、なお、この証明書は、自動車の継続検査以外に使用するこ
とができません。」を記す。

様式第百一十号その七の(表) 様式第百一十号その八の(表)及び様式第百一十号
の九の(表)中

「 ○ 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国
内のすべての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、
佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合
○ 佐賀県信用農業協同組合連合会
○ 佐賀県信用漁業協同組合連合会
○ 商工組合中央金庫佐賀支店
○ 各県税事務所
」

「 (1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち
国内の全店舗で納付可能なもの

(2) 収納代理金融機関のうち九州内（沖縄県を
除く。）の全店舗で納付可能なもの ㊦㊧㊨㊩

(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等
のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの 」

様式第百二号その一及び様式第百二号その二中「(継続検査用)」を「(継続検査・構造等変更検査用)」に、「」に必要な納税証明書を表記のとおり設けております」を「又は構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けられる際に必要となります」に、「自動車の継続検査のとき」を「これらの検査のとき」に改め、「なお、この証明書は、自動車の継続検査以外には使用することができません。」を削る。

様式第百九号その一及び様式第百九号その二中「(継続検査用)」を「(継続検査・構造等変更検査用)」に改める。

(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、第五条及び第六条」を「から第六条まで」に改め、同条の表中「、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項」を削る。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項」を削る。

一 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第五十五号)第二条の表

二 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第九十六号)第二条の表

三 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第二号)第二条の表

四 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第四十六号)第二条の表

五 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則
(平成十七年佐賀県規則第百九号) 第二条の表

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条()、
第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項」を削る部分に限る。
(及び第三条の規定については、平成二十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による
用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。